

# クロスボーダー金融商品取引と課税

中嶋美樹子(立命館大学大学院経済学研究科・博士課程後期課程4年)

**要旨** クロスボーダー金融取引による租税回避が、世界的に問題となっている。背景には、(1) 有価証券取引の多様化・複雑化に伴い、取引から生じる所得を帰属させるべき者に帰属できていないこと(所得の帰属を変更)、(2) 有価証券取引が国境を跨いで行われるのに伴い、各国の国内法において、性質決定が困難な所得(配当戻し金)が生み出され、課税さ

れるべき所得に課税できないことがあげられる(所得の転化)。本研究は(1)につき、日本、米国、ドイツにおける有価証券取引課税に係る所得の帰属の考え方を比較する。(2)につき、配当戻し金の所得の性質決定について各国の国内法の対応を分析する。(1)及び(2)をもとに、日本におけるクロスボーダー有価証券課税のあり方を検討する。

## はじめに

外国人投資家がポートフォリオ投資を行い、債券又は株式の発行人から利子又は配当を受取る際、発行人の居住地国は、利子又は配当を支払う際、源泉徴収税を課する。

例えば、日本の源泉徴収税率は利子0%、配当15%と、配当の税率が相対的に高い。



(1) 外国人投資家は、配当に対する源泉税(15%)を課される

(2) 外国人投資家は、配当課税を免れたい

(3) クロスボーダー有価証券取引

## 対象と取引内容

対象：(者)外国人投資家(外国法人)と内国法人(取引)有価証券貸借及びレポ取引



取引形態	所得の種類・金額	源泉徴収税
ポートフォリオ投資	配当・100	15
クロスボーダー有価証券貸借	配当戻し金・100	0
クロスボーダー・レポ	配当戻し金・100	0

配当戻し金は配当に類似しているが、配当ではない  
→日本では課税されない

## (1) 所得の帰属

- 有価証券貸借取引は、譲渡か?  
日本=?、米国=○、ドイツ=○
- レポ取引は、譲渡か?  
日本=?、米国=×、ドイツ=×
- 判断要素は何か?  
米国=tax ownership、ドイツ=wirtschaftliches Eigentum (経済的所有権)

取引	米国: tax ownership	ドイツ: wirtschaftliches Eigentum
有価証券貸借取引	移転有り	移転有り
レポ取引	移転無し	移転無し

私法上の所有権は譲渡の判断要素ではない

## (2) 所得の性質決定

- 配当戻し金は、配当か?  
日本=×、米国=×、ドイツ=×
- 配当戻し金は、国内源泉所得に該当するか?  
日本=×、米国=○、ドイツ=○※一部
- 何所得として課税されるか  
米国=配当所得、ドイツ=資本財産所得(その他の収入)



配当戻し金は配当と同様に課税される

## 考察とまとめ

- 有価証券に係る所得の帰属に関して、米国とドイツは、所有権の移転を重視していない  
→米国は税法上の所有権、ドイツは経済的所有権の移転の有無を重視
- 有価証券に係る所得の転化(配当→配当戻し金)による源泉課税の回避に関して、米国とドイツは対応を行っている  
→米国は配当とみなして、ドイツは配当と同様に課税

## 今後の課題

- 有価証券取引の扱いに係る立法化の必要性  
→譲渡の判断要素を税法上の所有権にするのか、経済的所有権にするのか
- クロスボーダー有価証券取引から生じる配当戻し金に対する配当課税のあり方  
→配当とみなして課税するのか、配当と同様に課税するのか
- 租税条約の濫用との関係